４．ベトナムの農業と農地制度

岡江 恭史

はじめに

ベトナムにおける農業はロシアや中国における農業と同様に，社会主義化（農業集団化）と市場経済化（脱集団化）を経験している。本稿では，その経緯をたどりながらベトナムの特徴を指摘し，現代の農業・農地問題についても解説する。

本論に入る前に，ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し，南北 1,650km の細長い国土（東西の幅は最も狭いところで 50km もない）をしている。北に中国と，西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムでは Bien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は 331,231km^2（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当），人口は 92,695 千人（2016 年）である（TCTK online）。国土のほとんどが山地であり，平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の 8 割以上を占めるベト族[(1)]が主に平地に居住し，少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する[(2)]が，複数の省をまとめて，「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」「中部高原（Tay Nguyen）」「東南部（Dong Nam Bo）」「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。

紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり，ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げていった。人口密度は 994 人/km^2 とベトナムの中でも飛び抜けて高く，現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。紅河デルタは，コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約 6 割と多くの割合を占め，農地の割合は全国で最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが，特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが，農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは，コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

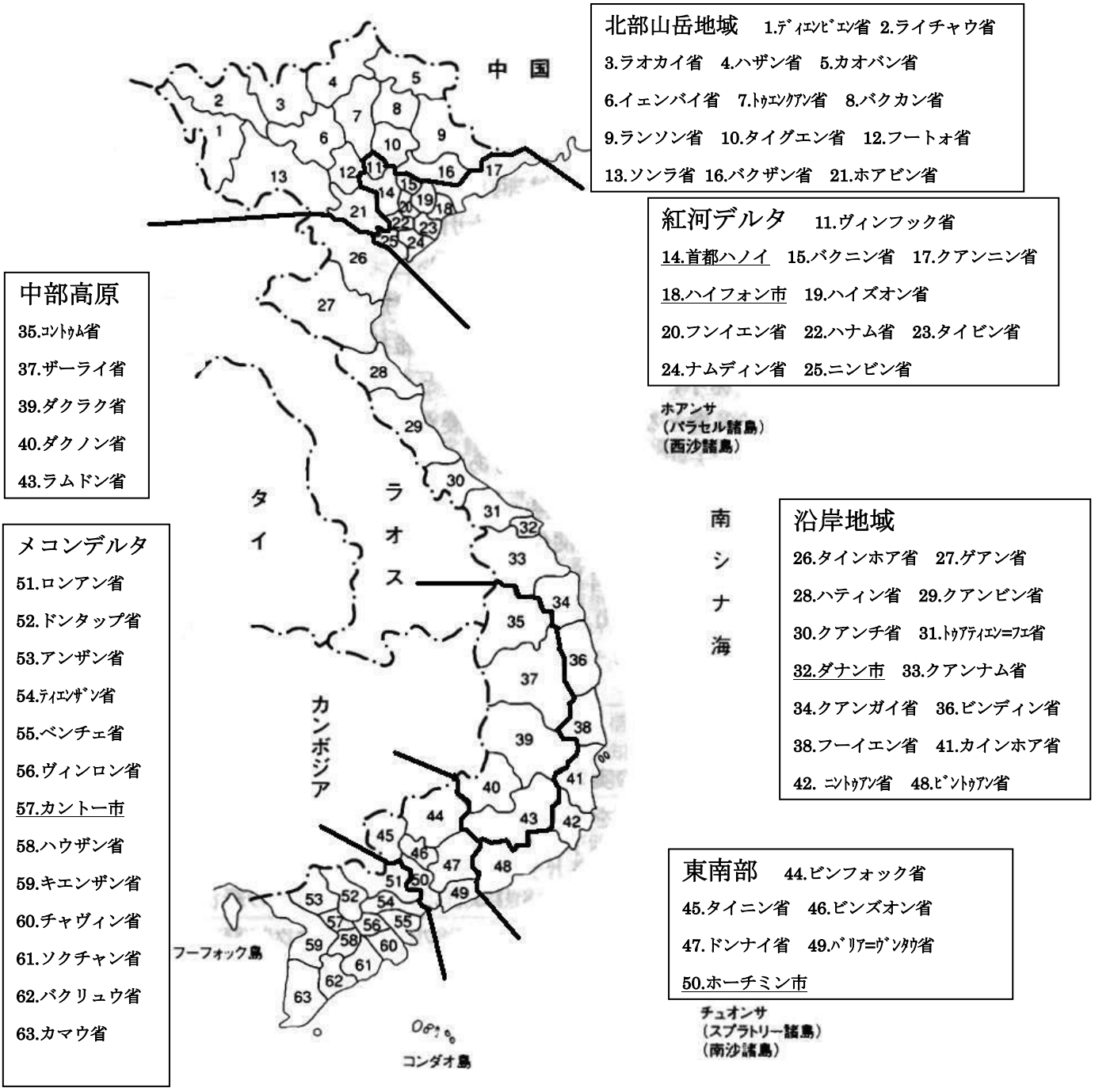

第１図　ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田（2009）のベトナム地図に筆者が加筆.

注．下線が省と同格の中央直轄市.

第１表　ベトナム各地域の面積と人口（2016 年）

	全国	紅河デルタ	北部山岳地域	沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
全面積（km²）	331,231	21,260	95,222	95,871	54,508	23,553	40,816
うち農地（%）	34.8	37.4	22.3	23.0	44.4	57.9	64.3
林地(%)	45.0	23.3	56.8	60.0	45.7	21.4	6.1
人口（千人）	92,695	21,134	11,984	19,799	5,693	16,424	17,661
人口密度（人/km²）	280	994	126	207	104	697	433

資料：TCTK(online).

本稿の構成は以下のとおりである。まず「１．ベトナムの農業・農地政策の変遷」において，ベトナムにおける農業集団化と脱集団化・市場移行化がどのように行われ，農業・農地制度がそのように変化してきたかを解説する。「２．農業・農地の現状」において，近年の農業政策の動向を主食のコメとその基盤となっている農地の問題を中心に報告する。最後に「３．事例分析」において，筆者自身のハイズオン省の調査村における農業・農地問題について紹介する。

１．ベトナムの農業・農地政策の変遷

（１）共産政権確立と農業集団化

フランスによる植民地化以前のベトナム王朝では，分裂や戦乱が続く中でかつて国有地（公田）を管理する単位だった「社」が，特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。そして公田も村落の共有財産として公認された（桜井 1987）。村落の行政に関しては，朝廷から官吏が直接派遣されることはなく，村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落自治を体現する「村の掟」は，「郷約」として成文化されるのが常であった（白石 2002）。

フランス支配からの独立運動はベトナムが植民地化された 19 世紀当時から存在したが，共産主義者が主導権を握った独立運動が展開されるのは，1924 年に中国の広州国民政府[3]に対してコミンテルン（ソ連の指導下に活動した共産主義の国際組織）が派遣した政治顧問団の一員としてホー・チ・ミン（Ho Chi Minh）が広州にやってきたことを契機とする。ホー・チ・ミンは東遊運動[4]の流れを汲むナショナリスト達を糾合して，1925 年にベトナム青年革命会を結成した。これが現在のベトナム共産党の起源である[5]（古田 1996）。

1945 年 9 月に成立を宣言したもののどこの国からも承認されなかった北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）を 49 年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）が最初に承認し，また支援したが，そのことは北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入

を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した 1954 年以降，北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（Cai cach ruong dat）が本格的に実施された。ベトナム労働党[(6)]は，中央政府レベルではチュオン・チン（Truong Chinh）書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施にあたったが，各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招かれ，中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は 1956 年 7 月までには北ベトナムの平野部では基本的に完了したが，その過程で農村人口の 5%は地主という中国の経験が機械的に導入されて，実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では，この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している（古田 1996）。

ソ連で始められた急速な重化学工業化は，農民に高い工業製品を売りつけて農産物を安く買い上げることによって農業余剰を国家が吸引すること（社会主義的原資蓄積）によって行われた。このような非等価交換は市場によっては行えないため，農村部では国家権力による強制的な農業集団化を行う一方，都市生活者には食糧などの生活必需品を低価格で供給する配給制度を整備した（ラヴィーニュ 2001）。その他の社会主義国の多くもこのようなソ連型開発モデルにそった開発戦略をとり，ベトナムもそれを目指したが，ベトナム戦争のために人的資本を使い果して工業化は不十分なままだった。また冷戦構造の一環としてのベトナム戦争を戦っていたために東側諸国から莫大な援助が与えられ，自国で工業化する必要も薄かった。この時代の経済体制を知るために，農業集団化と配給制について以下に解説する。

ベトナム農村では 1958 年から中国に倣った初級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac thap，以下「初級合作社」）が組織され，農業集団化が始まった（白石 1993）。そして，1959 年 4 月の第 16 回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後，初級合作社の多くが高級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac cao，以下「高級合作社」）に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが，土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社より更に集団化を進めたもので，土地の共有化が行われ，一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊（Doi san xuat）に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の 3 項目について経営を請け負い（三請負制），所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960 年末には北部での合作社化が完了し，40,422 の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが，第一次 5 か年計画（1961～65 年）において農業集団化が更に強力に推進され，1961 年には高級合作社の数が 8,403（全合作社の 33.8%）だったのが，1967 年には 18,560（全合作社の 76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc 1995）。農業生産の面でマイナスであり工業化する必要も薄かったにもかかわわらず 1960 年代に無理に農業集団化が強行されたのは，ベトナム戦争のために戦場へ兵士を拠出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。また農民の側からみても，生産のインセンティブを欠く集団農業生

産は，「戦争に勝つ」という社会的合意が存在し戦時体制の負担は皆が公平に分かち合うべきだという考えが共有される中では合理的なものであった（古田 2009）。北ベトナムでは 1965 年時点ですでに全農家の 90.1%が農業合作社に参加していた（うち初級 25.1%，高級合作社 65.0%）が，これが 75 年には 95.6%（初級 2.5%，高級 93.1%）にまで達し，ほとんどの農家が集団化（しかも高級合作社化）した（白石 1993）。

前述のように北ベトナムでは「中国モデル」に沿った土地改革・農業集団化によって，国家主導による大がかりな村落再編が行われた。しかし，中越の農業集団化はまったく同じだったわけではない。中国では合作社のあとにさらに人民公社が結成された。人民公社は政治組織であるとともに農業生産組織でもあり（政社合一），共同食堂のように個々人の生活まで管理することになった。これに対してベトナムの場合は農業集団化は合作社までで，人民公社は結成されなかった。合作社は後に大型化して社（行政村）の範囲と同じになるが，あくまで社とは別の組織であった。ベトナム共産政権は，村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間を完全には制圧できなかった。集団農業体制下でも農民の宅地は個人所有地（自留地）とされ，農民達は合作社が管理する公式の集団農業ではできるだけ手を抜き，自留地内の畑で育てた作物を闇市場に販売して生計を立てていた。この自留地は土地の 5%以内という規定であったが，非公式に 7～20%まで配分されていたという。農家収入に占める自留地の割合も，北ベトナムでは農業集団化が強行された 1967 年においても 54%を占め，後述のようにベトナム経済が崩壊状態だった 1970 年代半ばには 60%を越えていたと推測される。同時代の中国農村（1978 年）ではインフォーマル経済の割合は 27%だったと推測されている（Kerkvliet and Selden 1999）。

ベトナムでは配給制度はバオカップ（bao cap）と呼ばれ，ベトナムにおける社会主義経済建設事業の根幹をなすものであった。農民は農業税に加えて，上記の農業合作社を通じて安価に農産物を譲り渡し（強制買上げ），その対価として農業生産に必要な投入材（肥料，農機具，セメント，ガソリン等）や生活必需品の供給を受けた。国家・党幹部，公務員，軍人，国営企業労働者，そしてこれらの職業に就いていた年金生活者には，国家から配給切符が支給された。配給対象は開始当初（1955 年）にはコメと布だけであったが，65 年には 26 品目にまで拡大し，ほとんど生活に必要なものすべてが配給対象となった。しかしベトナムでは工業生産が不振であったため農民に必要な物資を供給できず，農民は国家に対する食糧売却に消極的になるという問題があった（中臣 2002）。このようなバオカップ制度に内在する矛盾は，ベトナム戦争後に東側諸国からの援助が落ち込み，また「戦争に勝つ」という社会的合意がなくなるにつれて，深刻化することになる（古田 2009）。

（２）市場移行の過程とドイモイ政策（7）

ベトナム戦争は 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結し，翌 76 年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。1976 年末に開催されたベトナム共産党第 4 回大会（当大会でベトナム労働党から改称）では，引き続き重工業中心の

ソ連型開発モデルに沿った開発戦略が決定され，北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いた。その結果，農民が合作社やその前段階の生産集団（Tap doan san xuat）に加入する前に自らの農機具や水牛を売り，果樹を切り倒し土地を捨てる事例が相次いだ　（Nguyen Sinh Cuc 1995）。また価格面においても北部と同様に政府の買い上げ価格を適用したが，その価格が低すぎたため農民が農産物を政府に売らずに闇市場（自由市場）に売ったため, 1970 年代末には南部最大の都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン市。第 1 図の 50）の市民は飢餓状態になった。このような経済的窮状を打開するために南部各地方省政府は中央政府の命令に反して指令価格（政府の公定買い上げ価格）より高値での買い上げを行った。1979 年にはホーチミン市における共産党トップ（党書記）であったヴォー・ヴァン・キエット（Vo Van Kiet）(8)が，食糧公社に命じて穀倉地帯のメコンデルタにおいて市場価格に近い価格でコメを買い付けさせ，すでに農民から市場価格に近い非公認価格でコメの買い上げをしていたアンザン省（第 1 図の 53）政府等がこれに応じた。これらの地方政府の非公式の実験が，農民・市民の生活改善，生産増加，国家への納入増加といった成果を示したため，中央も 1979 年 8 月にベトナム共産党第 4 期第 6 回中央委員会総会が第 6 回決議を出し，計画外の市場（自由市場）を承認するようになった（トラン 2010）。この改革は「新経済政策（Chinh sach kinh te moi）」と呼ばれたことからわかるようにレーニンのネップ(9)にならって，経済的危機を脱するための一時的なものであったが，これが後のドイモイにつながる経済改革の第一歩であった（三尾 1988）。このように自由市場の公認とは南部における「地方の実験」を中央が追認したことであった。

北部でも同様に「地方の実験」が行われていた。農業生産における請負制の導入である。いくつかの地域では，農民個人に土地を貸し与え合作社に対してあらかじめ契約した以上の収穫物が農民の所有となる農産物請負方式が，中央・地方政府の承認を得ずに実施されていた。北部第二の都市で国際貿易港を持つハイフォン中央直轄市（第 1 図の 18）は，このような非公認請負が 1970 年代初頭から行われていた地方であった。1980 年 6 月 27 日にはハイフォン市人民委員会常務委員会が 24 号決議を出し，市全体で生産請負制を採用することを決定した。地方とはいえ公的機関が生産請負制を決定したのはこれが初めてである。このハイフォン市の実験は次第に中央の高級幹部にも理解が広がり，ついに 1981 年 1 月の「農業合作社における請負活動の改善と『労働者グループと労働者に対する生産請負』の拡大に関する共産党中央書記局 100 号指示」（DCSVN 1981）によって生産請負制が中央レベルで正式に認められた。この 100 号指示が推奨している生産請負制は，稲作の場合は請け負った農民個人にまかせる作業は，田植え・日常の世話・収穫などの「手工業的な方法」で行われている作業で，苗代づくりと田おこし，水利，苗，化学肥料の管理と分配，病害虫駆除・発生予察などは合作社の指導のもと集団労働でやる方が望ましいとしている。100 号指示はあくまで合作社の計画の範囲内で一部作業を農家世帯に請け負わせており集団農業体制には変更がないとして改革反対派を押さえ込んで出されたものだった。

フランス及びアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって，資本主義への転向と批判されうる統制経済体制の改革には，理

論武装が必要であった。1982 年の第 5 回ベトナム共産党大会において，「半封建的植民地社会」から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり，資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが，そこに至るまでの「過渡期」の前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である，と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり，そのために農業の発展を最重要課題としたのである(トラン 2003)。

1985 年 6 月の第 5 期第 8 回中央委員会総会は配給（バオカップ）制度の廃止という面で画期的であったが，このことがベトナム経済を混乱に陥れることになった。バオカップ制度では国家が農民に供与する投入財と農民が生産する農産物が市場を介さずに交換されていた。配給制度が廃止された結果，国営企業も国家の指示ではなくコスト計算に基づき価格決定を行うようになるが，コスト削減努力のないまま大幅に上昇した労賃をコストに含めたため，製品の大幅な値上がりにつながった。これは当然農民に供与される投入財の値上がり，さらには食糧の販売価格の上昇もつながった。なおベトナム戦争中は東側諸国からの援助によって財政赤字を埋め合わせていたが，戦争が終了してそれもできなくなったため財政赤字を貨幣の増刷によって埋め合わせた。さらに 85 年 9 月には物価上昇による通貨不足を補うため旧 10 ドンを新 1 ドンに交換する通貨改革（デノミ）を行ったが，政府が十分な新通貨を用意できなかったため，ドンに対する信認が更に喪失した。このような複合的な要素から，物価上昇のサイクルが急激なスピードで起こり，ハイパーインフレーションを招いた。中臣は，1985 年改革は直接的には経済の破綻をもたらしたが，単一市場・単一価格の形成を促すことになり，ベトナムの市場移行においてきわめて重要な過程であったとみている（中臣 2002）。

1986 年の第 6 回党大会は以下の点で画期的であった。第一に，社会主義への過渡期が「比較的長期の歴史的時期」であると確定された。第二に，従来の統制経済システムを抜本的に変革する姿勢を明示し，社会主義セクター内であっても，市場原理を基軸とする生産単位ごとの独立経営方式へと転換されることとなった。第三に，長期にわたって非社会主義セクターの存続を認め，それらを積極的に活用することが明示された。これらの政策はドイモイ（Doi moi）政策と呼ばれ今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる。ドイモイ政策は新経済政策の延長線上にあるものだが，新経済政策が当座の経済的危機を脱するための一時的なものであったのに対し，ドイモイはそれを長期的に継続し更に深めることになったのである。88 年 4 月には「農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議」（DCSVN 1988）によって，集団農業生産は事実上終焉を迎えた。各農家世帯は 81 年の 100 号指示で生産単位として公認されていたものの，この時点では合作社の管理が残り国家による買い付けもあった。これに対して 10 号決議は，農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには，請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。これが農家の生産意欲を刺激[10]し，改革前には恒常的なコメ輸入国だったのが翌年からはコメの輸出国に転じた。7 月には，非国営部門（集団経済，公私合営経済，私営経済，家族副業経済）の管理に関する政治局 60 号決議によって，国家による規制を緩和し，大幅な経

営自主権を認めた（白石 1993）。

1989 年には，当時もっとも大きな問題であったハイパーインフレーションの解決のため，ショック療法[11]的な一連の政策が取られた。具体的には，①預金金利をインフレ率以上に上げて実質金利を正の水準に保つ，②国営企業の赤字補填政策の中止，財政赤字の貨幣増刷による埋め合わせ中止，③配給制度の完全な廃止，④為替レートを調整して闇レートと公定レートを同水準にする，の四つの政策が講じられた。これらの大胆な政策でインフレは 1989～91 年に沈静化し，92 年からは完全に克服された（トラン 2010）。ノートンはこの価格全面自由化政策を「小さなビッグバン」（“small bang”）と呼び，ベトナムの市場移行の特徴としてハイパーインフレーションの克服がその発端であり，改革によってインフレが沈静化したことをあげた。これに対して中国では改革によって権限の委譲された地方において投資ブームが起きたため，逆に改革後にインフレ気味になり，その後は拡大と引き締めのサイクルが繰り返すことになったと指摘した（Naughton 1996）。

そしてインフレが沈静化する中で開催された第 7 回ベトナム共産党大会（91 年）では更にドイモイ路線を推し進め，私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった。そして 92 年に採択された新しい憲法でも，多様な所有制を含めたドイモイ政策の実施が盛り込まれた（トラン 2003）。農業面では，1993 年の土地法改正によって，土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（QHVN 1993）。このように農業経営の決定権が農業合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され農業生産における合作社の役割は著しく縮小し，その多くが解体することになった。その総数は，1990 年代前半には 85 年頃の半分以下に激減することになった（トラン 2010）。ベトナム政府は，ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり，それが 1996 年の合作社法制定につながった。同法によって，合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した(QHVN 1996)。

1980 年代から始めた一連の大胆な経済改革―農業の脱集団化，価格の自由化，民間経済部門の促進，貿易及び投資の自由化，為替レートの一本化，等―によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank 1996）が出されたのが 1996 年である。だが市場経済化の進行ともに貧富の格差が拡大するのは避けられず，上記報告書が出された正にその年に開かれた第 8 回党大会では，社会的公正の即時実現が主張された。当大会で採択された 1996～2000 年経済開発戦略には，①更なる高度成長への志向②雇用促進と各地域の均等開発（特に後進農山村・地域への社会政策の強化）という二つの特徴が現れている（竹内 1997）。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放（事実上の資本主義化）であり，②は社会的公正の実現（理念としての社会主義）である。ドイモイ政策はこの両者のバランスを取りながら進められることになった。そして 2001 年の第 9 回党大会では，この二つの実現をめざすドイモイ政策について「社会主義志向の市場経済」という新たな文言で説明するようになった。

２．農業・農地の現状

（１）農業生産と農地分布

現在ベトナム農家のおよそ 8 割が生産に携わっているコメ（Nguyen Ngoc Que 2009）は，ベトナムにとって最も重要な作物である。コメの生産は，主に北部の紅河デルタ（2016 年の生産量の 15.2%）と南部のメコンデルタ（55.2%）で行われている（TCTK online）。紅河デルタでは，歴史的にムラ社会的な結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため，脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。これに対してメコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され，独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。統一後の南部における農業集団化は，商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり，生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。そのため脱集団化において南部では元の持ち主に農地が返還される事が多かった。両デルタ以外のベトナムの各地域では，コメは常にぎりぎり自給できるかもしくは不足の状態にある（Nguyen Ngoc Que 2009）。北部ではおおむね 2 期作，南部では 3 期作でコメが栽培されている。

第 2 表は稲作農家が自らの生産したコメをどのような用途に使用しているかの内訳（2004 年現在）である。最大の稲作地帯であり輸出米の主産地であるメコンデルタでは生産の 7 割が販売されるのに対して，紅河デルタでは生産の約半分が農家自身の食用に使用され販売はわずか 2 割強である。また紅河デルタの農家世帯の 95%が水稲耕作を行っているという事実（Nguyen Ngoc Que　2009）から，紅河デルタの農家にとって稲作とは昔ながらに自らの食を確保するために行うものであるということがわかる。さらに第 2 表では紅河デルタにおける備蓄・家畜飼料・消失がメコンデルタの何倍もの割合を占めている。このことは，低技術水準下で収穫後の消失が大きく，零細経営による不安定性のため将来への保険として備蓄と畜産の兼業を行っているという紅河デルタ農民の姿を示している。

第２表　2004 年における稲作農家のコメ用途の内訳（%）

	紅河デルタ	メコンデルタ	全国平均
農家の食用	49.30	16.40	41.50
販売	23.00	70.00	34.00
備蓄	12.30	4.80	12.60
種まき	0.94	3.69	2.16
家畜飼料	11.30	2.90	7.40
他世帯への貸し出し	2.72	1.97	2.00
消失	0.40	0.10	0.20

資料：TTPNN（2008）.

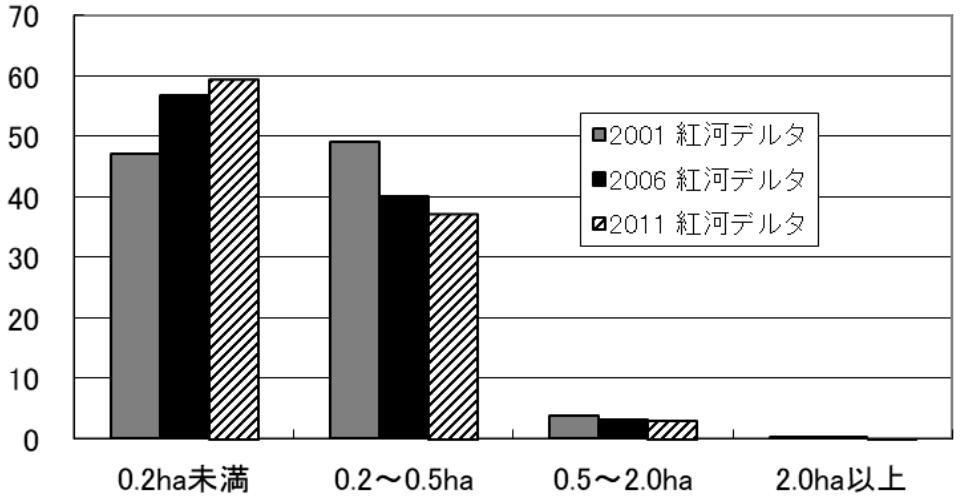

第２－１図　紅河デルタにおける経営規模別農家世帯分布（%）
（2001，2006，2011 年）

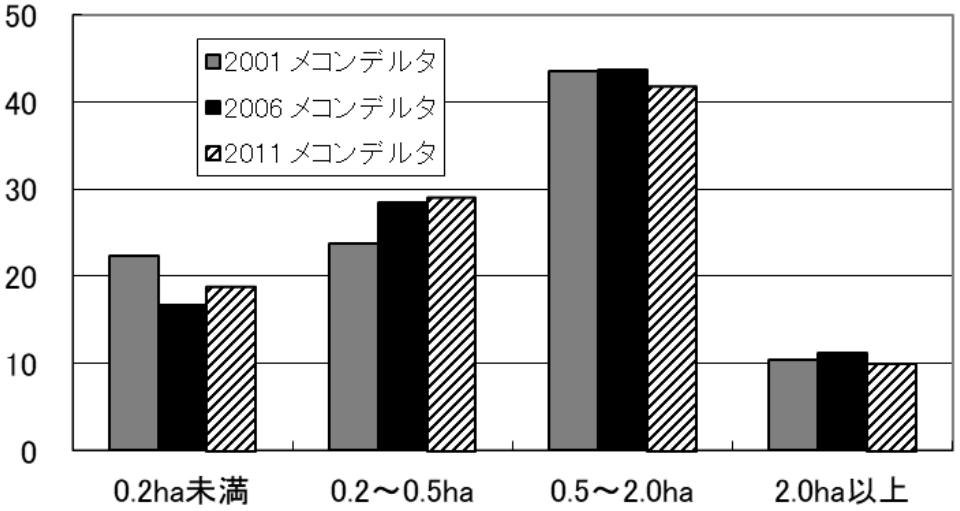

第２－２図　メコンデルタにおける経営規模別農家世帯分布（%）
（2001，2006，2011 年）

資料：TCTK(2003) (2007) (2012).

第 2-1，2-2 図は，2001 年・06 年・11 年に行われた『農村・農業・水産業センサス』（TCTK (2003) (2007) (2012)）から両デルタにおける経営面積別に見た農家世帯の分布を示したものである。両デルタを比較してみると，紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して，メコンデルタでは経営規模の平均は大きいが土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また 3 時点の変化を見てみると，紅河デルタでは「0.2ha 未満」層の割合が常に上昇傾向にある反面，「0.2～0.5ha」層の割合が下落傾向にある。2001 年時点では一番大きかった中間層の「0.2～0.5ha」層にいた一部農民が最零細層の「0.2ha 未満」層に転落しており，比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることがわかる。一方メコンデルタは紅河デルタよりは経営規模が大きいといえ，ほとんどが我が国の平均経営面積（2ha）未満である。また 2001 年から 06 年にかけて「0.2ha 未満」層の割合が下がったが，2011 年には少し持ち直している。耕作放棄された狭小な農地が，後述の 2007 年末からの米価高騰によって生産のインセンティブが生じて耕作放棄が一時的に止まったことを示しているのであろう。反面，メコンデルタの「0.2～0.5ha」層の割合が常に上昇傾向にあるのは，「0.2ha 未満」層が耕作放棄した農地をこの層が集積しているからであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。

また第 3 図にベトナム戦争終了（1975 年）の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた 1988 年 10 号決議の翌年（89 年）から本格的な輸出が始まったこと，またそれ以降右肩上がりで生産が伸びていることがわかる。2012 年には過去最高の輸出量を達成して，長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものである。2013 年にタイの輸出米価が下がると，ベトナムのコメ輸出量は激減し，その後も低迷したままである。

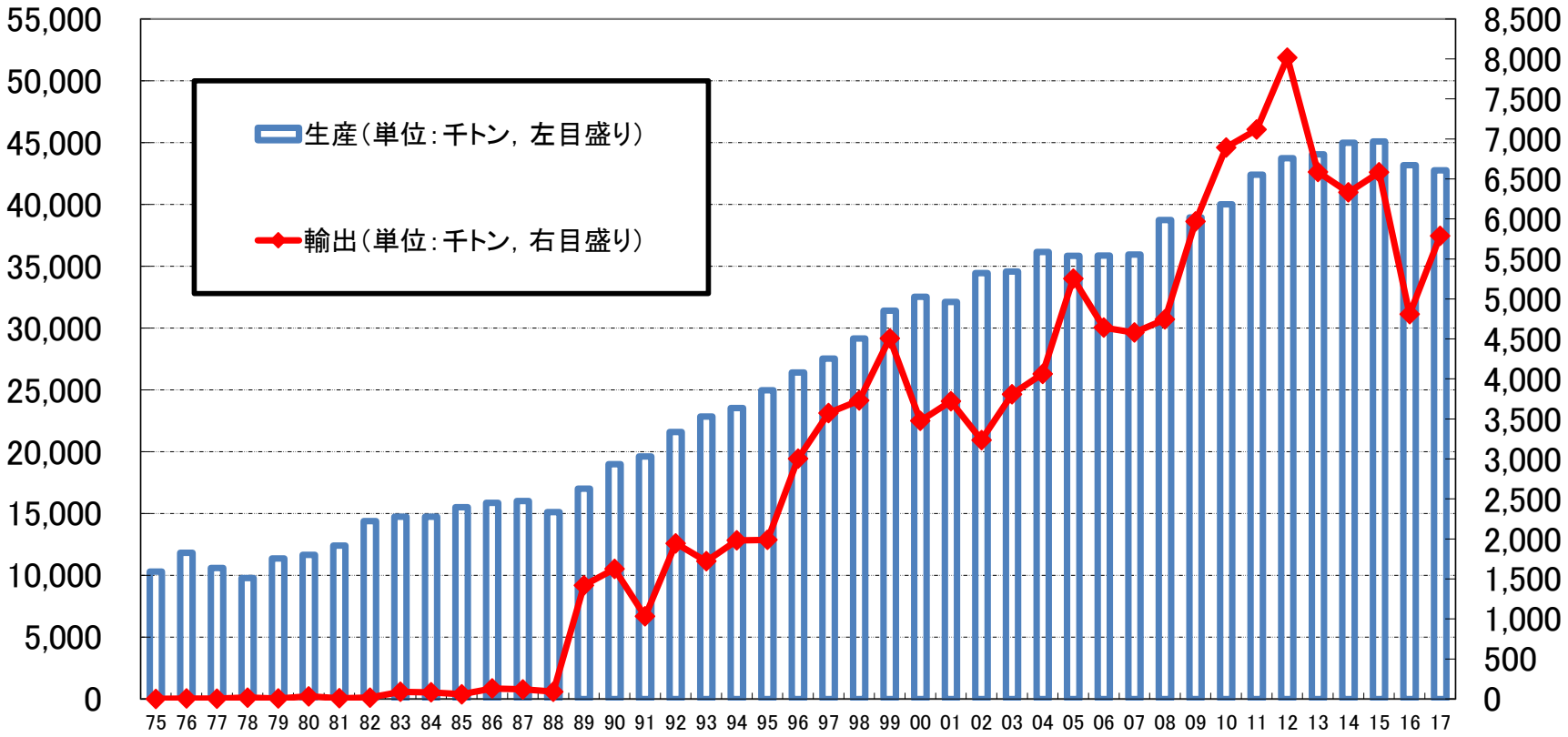

第３図　ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999 年までは TCTK(2000)，2000 年以降は TCTK(online)(2005)(2008).

（２）2007 年末からの国際米価高騰とその後の農地政策

ベトナムはコメの大輸出国であるが，流通は零細な個人経営に担われ在庫調整によるリスクへの対処ができないという事情のために，国際価格と国内米価とが密接にリンクしている。さらにコメが国民の圧倒的な主食であるために，食糧価格と物価全体の相関が強い。そのため，2007 年末からの国際米価高騰は，国内米価及び国内物価全体の高騰をもたらした。国内の社会的混乱を静めるためにベトナム政府は 2008 年に米の輸出規制を行ったが，大輸出国であるベトナムのこの措置は更なる国際米価の高騰を招くことになった。この混乱を踏まえて， 2008 年 7 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において農業問題が議論され，さらに政府の今後の食糧政策の方針として 2009 年 12 月 23 日に「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」（CPVN 2009）が公布された。

第 4 図は，1990 年以降の稲の作付面積をグラフ化したものである。図が示すように脱集団化・市場経済化が進んだ 90 年代は年々面積が増加し続けている。この時期のベトナムでは，主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ，劣等地へも生産拡大が進められた。そのため，肥沃なデルタ地帯では 6 トン/ha 以上の生産をあげる一方，山間地や土地条件の悪いところでは 2 トン/ha 程度のところもあった。コメ輸出拡大も，もっぱら価格の優位性（安価）によるものであり，ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。こういった問題を解決するため，ベトナム政府は 2000 年 6 月 15 日に第 9 号政府決議（CPVN　2000）を公布し 2010 年に向けての農業発展戦略を打ち出した。同決議はそれまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換するものであった。コメに関しては，灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持するとともに，生産性の低い水田は他のより適当な作物や養殖に転換することとしている。この方針を受けて 2000 年以降には作付面積が年々減少し続けている。作付面積ではこのように減少しているが，生産量自体は依然増加傾向にあった（前掲第 3 図参照）。

だがこの水田の減少が 2007～08 年にかけての国内米価急騰の一因となったと考えた政府は，2008 年 4 月 18 日に第 391 号首相決定（CPVN　2008）を公布し，水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出した。さらに 2009 年の 63 号決議では，具体的な目標として，国内需要を満たすために，2020 年まで 380 万 ha の水田と 41～43 百万トンの生産を維持することとしている。

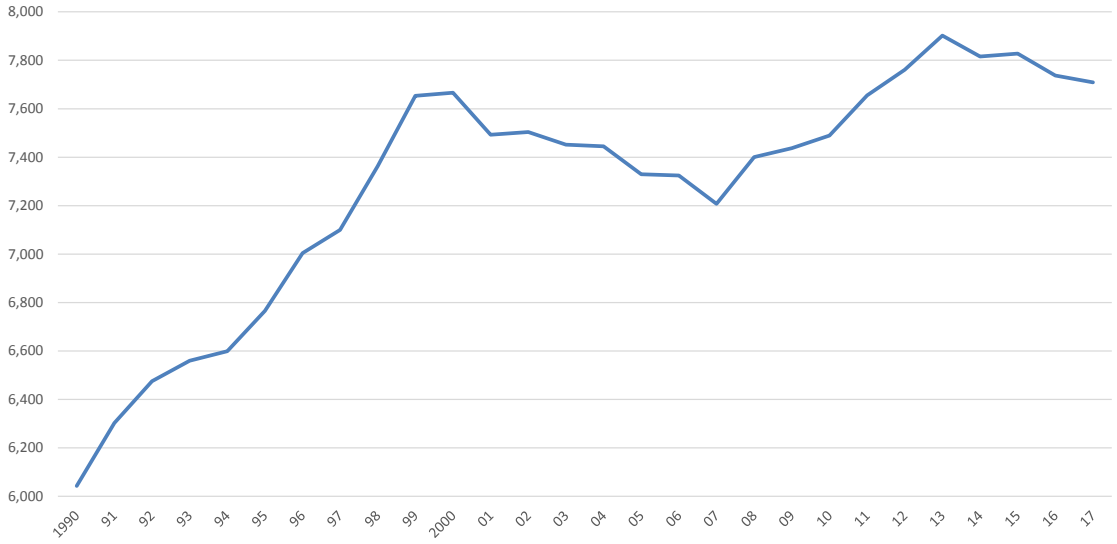

第４図　1990 年代以降の稲の作付面積

単位：千 ha.
資料：TCTK(online)

第 4 図にみられるように，水田専作地の転作禁止の方針が出された 2008 年以降は稲の作付面積が回復してきた。これは当局の規制が遵守されたというよりは，米価高騰により生産意欲が刺激されたためと思われる。しかしその後生産過剰の状態（2013 年で約 44 百万トン。第 3 図参照）となり，2013 年から政策転換が行われた。同年 6 月の首相決定 899 号（CPVN 2013a）では，必要な生産量を維持しつつも，農地の効率的な活用（水田を他の農作物へ転作）を推奨するようになった。さらに具体的計画として，2014 年 7 月 31 日に農業農村開発省は，「2014～20 年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農相決定第 3367 号」（BNNPTNT 2014）を公布した。これは 2015 年までに全国の稲作用地 26 万 ha を，さらに 2020 年までに 51 万 ha をその他の農水産用地へ転作する計画である。第 4 図にみられるように，実際に 2014 年以降は再び作付面積は下がってきている。

第 3 表は，稲作及び稲作から転作する予定の各作物についての，2013 年現在の作付面積，稲作からの転作の結果 2020 年に実現すると想定される作付面積，そしてその間の増減とその割合を同決定から計算して表したものである。2013 年の稲作作付面積の 9.6%を転作させることにしており，転作先として面積で大きいのが「トウモロコシ」「野菜，果物」，2013 年の作付面積からの増加が大きいのが「畜産飼料作物」「水産養殖用地」となっている。これは生産性の低い稲作から農家の現金収入源となりうる作物への転換が図られており，ベトナム政府が 2000 年 9 号決議の農業発展戦略へ軌道を戻したことを示すものであろう。

なお 2013 年首相決定 899 号でも 14 年農相決定 3367 号でも，あくまで水田からの用途変更先は農水産用地に限定されており，工業用地や住宅地への転用は相変わらず規制されている。つまり再び米価高騰のような事態に陥った場合にいつでも水田に戻せるようにしており，国家食糧安全保障は常に農業政策の念頭に置かれている。

第３表　2013 年と 2020 年（計画）の各作物の作付面積（全国）

	2013 年	2020 年	面積の増減	増減割合（%）
稲作	7,899	7,144	△755.0	△9.6
トウモロコシ	1,173	1,403	230.0	19.6
大豆	118	166	48.0	40.7
ゴマ，落花生	259	353	94.0	36.3
野菜，果物	878	1,041	163.0	18.6
畜産飼料作物	91	141	50.0	54.9
水産養殖用地	207	299	92.0	44.4
その他	687	765	78.0	11.4

資料：農相決定 3367 号（BNNPTNT 2014）の添付資料より筆者が計算．「増減（%）」以外のすべての単位は千 ha.

（３）現在の農地政策

１）「社会主義志向の市場経済」と農地政策

旧北ベトナム（ベトナム民主共和国）は建国当初は非共産勢力も閣僚に取り込んでいたことから，最初の 1946 年憲法では財産所有権の保護を明記していた。農業集団化が始まり社会主義路線を鮮明にした 1959 年憲法下では，土地所有は「個人所有」「集団所有」「全人民所有（国有）」の三つの形態が存在することになった。このうち「個人所有」とされたのは土地の 5%以内に制限された農民の宅地（自留地）である。大部分の農地は農業合作社が管理しており，「集団所有」形態とされた。合作社管理ではない国営農場だけが国有とされたが，実際には合作社は国家の政策に沿って農地を管理していたので，この時代のほぼすべての農地は国家管理されていたといえる。統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）発足後初の憲法である 1980 年憲法では，土地はすべて「全人民所有（国有）」とされた（Dang Thi Phuong 2014）が，これは社会主義体制の全土への適用を意味しており，統一以前から社会主義体制下にあった北部ではこれまでの国家管理を追認したに過ぎず，この年をもって土地管理に大きな変化があったわけではない。

1980 年代以降，ベトナムは共産党統治と社会主義の建前を維持しつつ市場経済化を進めており，現在のベトナム政府は自らが進める市場移行を「社会主義志向の市場経済」と説明している。農業はとりわけ脆弱な経営基盤（矮小な農地面積）のもとで地域の条件や市場変動に大きく左右されるため，平等主義（社会主義志向）と市場経済という両立が難しい二つの政策が慎重に進められてきた。

農地に関しては，1993 年に全面改正された土地法（QHVN 1993）によって，土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら，20 年間の土地使用権が個人に交付された。同法で交付される水田の使用権は一人当たり 3ha までという上限を設け，平等主義的な政策をとっている。

2000 年代に入ってから政府はより一層の市場経済化をすすめる方針を鮮明にし，2000 年 9 号決議で示されたように農業に関しても国際市場に対応するために合理化と高品質化を求めるようになった。2003 年に改正された土地法（QHVN 2003）では，高収量・高品質な水稲栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・先進技術の導入，水稲栽培専用農地の転作規制など，この方針にとった規定が盛り込まれている。なおこの年には，農地使用税の減免措置も導入された。これは自らが使用権を持つ農地もしくは合作社（農協）や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を 100%免除する一方，不在地主は減免税対象にはならないというものである。また，土地法の定める上限面積を超える部分については 100%ではなく 50%の減免措置としており，平等主義的な配慮もなされている。

個人に交付される使用権の面積上限規定はその後も変わらないが，後述のように 2013 年土地法（QHVN 2013）では譲渡や借地という形で事実上この制限が撤廃されている。さらにこの年には，大規模農家が農協と協力して販売事業を行う場合，農地使用税を免税し，工事費や技術普及費用の補助などを行う首相決定第 62 号（CPVN 2013b）が出された。

このように近年のベトナムの農地政策は，平等主義（個人使用の上限）の建前を維持しながら，経営規模拡大による合理化を推進したいという本音がみられる。

２）2013 年土地法の規定

現在の農地法制について詳しく知るために，現行の 2013 年土地法の条文のうち重要なものを解説する。

ベトナム社会主義共和国の土地はすべて国有であり，ベトナム国民は国家から土地使用権を交付されている（第 4 条　土地は全人民所有に属し，国家が所有者の代表としてそれを統一して管理する。国家は本法の規定に従って土地使用者に土地使用権を交付する）。この土地使用権は前述のように 1993 年土地法で 20 年の期限付きで交付されたが，期限の年に公布された 2013 年土地法の第 126 条では，1993 年にさかのぼって 50 年間の使用権が認められるという形で継続して使用が認められた。そしてこの使用権は，交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利も含み（第 167 条），事実上の土地所有権といっていい。国家による土地収用に関しては，同法第 6 章全体（第 61～94 条）に詳細な規定があり，農家から農地を収用する場合は，農地及び農地に対して投資された金額のうち残存期間分を国家が補償することが第 77 条で明記されている。

土地使用権の交付は，国家への土地使用料納入が免除される場合（第 54 条）と納入義務がある場合（第 55 条）の 2 種類がある。前者は個人への制限面積内の農地（第 129 条に規定。後述）や公的機関への土地分配が，後者は個人（非農地及び制限面積以上の農地）・経済組織・海外在住ベトナム人・外資系企業への土地分配が含まれる。なお第 55 条 3 項では，外資系企業へは販売・賃貸用住宅建設投資プロジェクトの実施のために土地使用権を交付されるとある。さらに第 183 条 4 項は外資系企業が土地使用権を持つベトナム企業の株を購入することを認めている。また第 185 条は，工業団地において外資系企業が土地使用権の譲渡を受けることを認めている。このように外資系企業がベトナムの企業から土地使用権

を入手することは認められるが，いずれも非農業用途に限られる。また第 56 条 1 項には，外資系企業が投資プロジェクト（農業・非農業とも含む）を行う場合に国家が土地を賃貸するとある。外国人個人は，土地使用権を持つことを認められておらず（第 169 条），ベトナム人から土地使用権を賃借することも認められていない（第 179 条）。

農地の定義は第 10 条 1 項にあり，稲作地及びその他一年生作物栽培地，多年生作物地，林地，水産物養殖地，製塩地，その他農地（栽培用の温室その他建物の土地，家畜・家禽その他動物を飼育する施設の土地，研究・試験目的に使用される栽培地・飼育地・水産物養殖地，苗木・花・盆栽の栽培地）となっている。

国家から農民個人への農地使用権交付は，一年生作物・水産物養殖地・製塩地の場合は東南部及びメコンデルタでは 3ha まで（地域区分については第 1 図参照），その他の地域では 2ha まで（第 129 条 1 項），多年生作物地の場合は平野部で 10ha まで，山岳地の場合は 30ha まで（同 2 項），林地の場合は 30ha まで（同 3 項）となっている。ただし，他の世帯から譲渡を受けた場合は，上記の 10 倍まで土地使用権を持つことができる（第 130 条）。また土地使用権の賃借の場合は面積の上限を設けていない（第 129 条 8 項）。

また農民個人が交付された農地の使用権を自分以外の人間に移転するのは，同一社（行政村）内での譲渡・交換や親族への相続に限られ，さらにその相続人が海外在住ベトナム人（ベトナム国籍保有者）の場合はベトナムでの住宅所有権を持つことが義務づけられており（第 179 条），外国人個人や外資系企業がベトナム人から農地使用権を譲り受けることはできない。なお同条 1 項では，農民個人が交付された農地の使用権を，ベトナム国内の組織・個人・海外在住ベトナム人に賃貸する権利を認めているが，外国人個人や外資系企業あてには認めていない。

農地の中でも特に重要な稲作地については第 134 条を設けて特別に規定している。同条 1 項では国家に対して，稲作地を保護し非農業目的への転用を規制する政策を，またインフラ整備や先進技術の導入を図る政策をとるべきことを規定している。2 項では使用者に対して，当局の許可なく転作・転用してはいけないことを規定している。3 項では，国家から水田専作地の使用権交付を受けて非農業目的に使用した者は喪失した水田面積分の補償費を納入しなければならないことを規定している。

３）農地の交換分合

「１）　『社会主義志向の市場経済』と農地政策」で述べたように，近年ベトナム政府は，農地の規模拡大を推進する政策を進めている。しかし，前掲の第 2-1, 2-2 図のように経営規模の拡大は進んでいない。その理由の一つに農地の分散錯圃状態があげられる。1993 年の農地分配時には，その地方（社と呼ばれる行政村）ごとに農業人口一人当たりの面積が等しくなるように均等に分けられた。特に紅河デルタでは，面積のみならず土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため，ただでさえ小さい農地が更に細分化された。この状態を解消するために，2003 年と 13 年からの 2 回にわたって農地の交換分合が行われた。これは分散した農地の地片（筆）を農家同士で交換させて集約させる政策である。交換分合に際して農

家の宅地に付属する畑以外の耕地（田，畑）はすべて交換対象となった。「１．ベトナムの農業・農地政策の変遷」で述べたように集団農業の時代でも，農家の宅地とその付属する畑は集団化されずに個人所有のままであった。

2003 年交換分合の法的根拠は，2002 年首相決定 68 号（CPVN 2002）である。その中に「農民に交換分合を勧める」との文言がある。さらに 2003 年首相指示 22 号（CPVN 2003）にも，「省級人民委員会は農民の自主性と同意，各方面の相互利益の原則のもと交換分合事業の指導を行い，農地再配置と効果的な土地使用のための組織再編を行う。」との文言がある。2013 年交換分合については，2013 年土地法第 190 条に同一社内の人間に農地を譲渡・交換する場合は土地からの収入税（土地を販売して受け取った料金にかかる税）と登記の費用を免除するとの規定があるが，これは交換分合を促進するための規定である。さらに 2013 年土地法の施行細則である 2014 年政府議定 43 号（CPVN 2014）の第 78 条に，各世帯・個人の交換分合の手続きについて，以下のように記載がある。

① 交換分合に際しては，農地を使用する個人世帯がお互いに文書を交わして合意して農地を交換する。
② 社人民委員会（行政村の執行機関）は管内の交換分合計画案を策定し，県（社より上級の行政組織）の天然資源環境局（土地管理の部局）に送る。
③ 県の天然資源環境局はそれを検査し県人民委員会の認可を得たのち，社に対して認可を得た計画に沿った交換分合の実施を指示する。
④ 省（県より上級の行政組織）の天然資源環境局は，土地台帳の調査・整理・再作成を指示する。
⑤ 農地を使用する個人世帯は，農地の使用権証書を更新のために提出する。
⑥ 土地使用権登記所[12]は，回収した使用権証書を点検し再発行し，情報を更新して土地台帳を再作成する。なお土地や土地に付属する家屋やその他財産に金融機関の抵当権が設定されている場合は，金融機関から抵当権証書を回収して更新した証書を再発行する。

この交換分合は国家の政策として推進されたが，政府が強制的に農地を回収・分配したのではない。あくまで農民間の自主的な交換であり，中央及び地方政府はそれを促すための計画は立てるが，農地の使用権をもつ農家はそれに従う法的義務はない。ムラ社会的な無形の圧力によって実際にはほとんどの地域で計画どおり交換分合が行われたが，交換に同意しない人も存在した。特に土地の価格の高い地域では交換に同意しない人が多かったようである。また成功した地域でも，各世帯の分散していた農地が 1～2 か所に集約されただけで経営する総農地面積自体には変化がなく，特定の専業農家に農地が集積されたわけでもない。

３．事例分析

ベトナム農村における農業問題を理解するために，以下に筆者自身の調査による紅河デルタ地域のカオドイ村における農業・農地問題について紹介する。

現代のベトナムの地方行政組織は，省－県－社の三重構造であり，最末端の行政組織が社と呼ばれる行政村である。そして中央－省－県－社の四つのレベルごとに，共産党組織・祖国戦線（共産党の翼賛組織群）・議会（国会・各レベルの人民評議会）・行政（中央政府・各レベルの人民委員会）が存在する。祖国戦線・人民評議会・人民委員会の幹部のほとんどは共産党員であり，共産党一党支配の体制を脅かすような存在は排除されている（野本 2000）。

（１）調査村の概要

調査村は行政区分上，ハイズオン省ナムサック県ホップティエン社に属する。当地は，第 5 図で示したように首都ハノイと北部第二の都市で国際貿易港であるハイフォン市を結ぶ国道 5 号線と，ユネスコ世界遺産にも登録されている景勝地ハロン湾（クワンニン省）とハノイを結ぶ国道 183 号線が近くを通っている。当地は，このように交通アクセスに恵まれており，紅河デルタの中では比較的市場経済化が進み，農業以外の産業が発達している。

第二次大戦後の北ベトナムでは共産政権によって大がかりな村落再編が行われた。その際，それまでの伝統ある行政村である社を合併させて新たに行政を担う社が誕生した。以下，混乱を避けるために合併前の旧社もしくはその分村を「村」と表記し，「社」は共産政権下で誕生した新社（現行政村）を指すことにする。当地においても，それまでの五つの村が統合されて現在の行政村であるホップティエン社が誕生した。第 4 表には 2017 年におけるホップティエン社及び各村の人口規模を示した。

当地では北ベトナムの他の地域と同様に 1958 年から農業集団化が始まり，その執行機関として農業生産合作社が結成された。最初は村よりも小さな単位だったのが，次第に拡大していき，1974 年に社と同範囲に合作社が設立された。1996 年にそれまで集団農業生産を担ってきた農業生産合作社が解散すると，かつての村が復活し，行政の下請けを行うようになった。

1993 年に農民に農地が分配された際に，村は池の一部の管理をまかされるようになった。村は村人にこの池を貸し出し，賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に充当している。前述のように，ベトナムの伝統村落は公田という村落共有田を有していたが，それと同じような村落の財産が復活したといえる。村にとって必要なその他のインフラは村人のカンパによってまかなわれている。カオドイ村では，村人が公共用に拠出する金額の約 98%が村レベルで使用され，社（行政村）へ支払うのはわずか 2%のみ（土地・家屋税等）である（2014 年調査より）。また「郷約」（村の掟）の現代版であるカオドイ村の「規約」を 2003 年に作成し，村落の自治機能を明文化した。

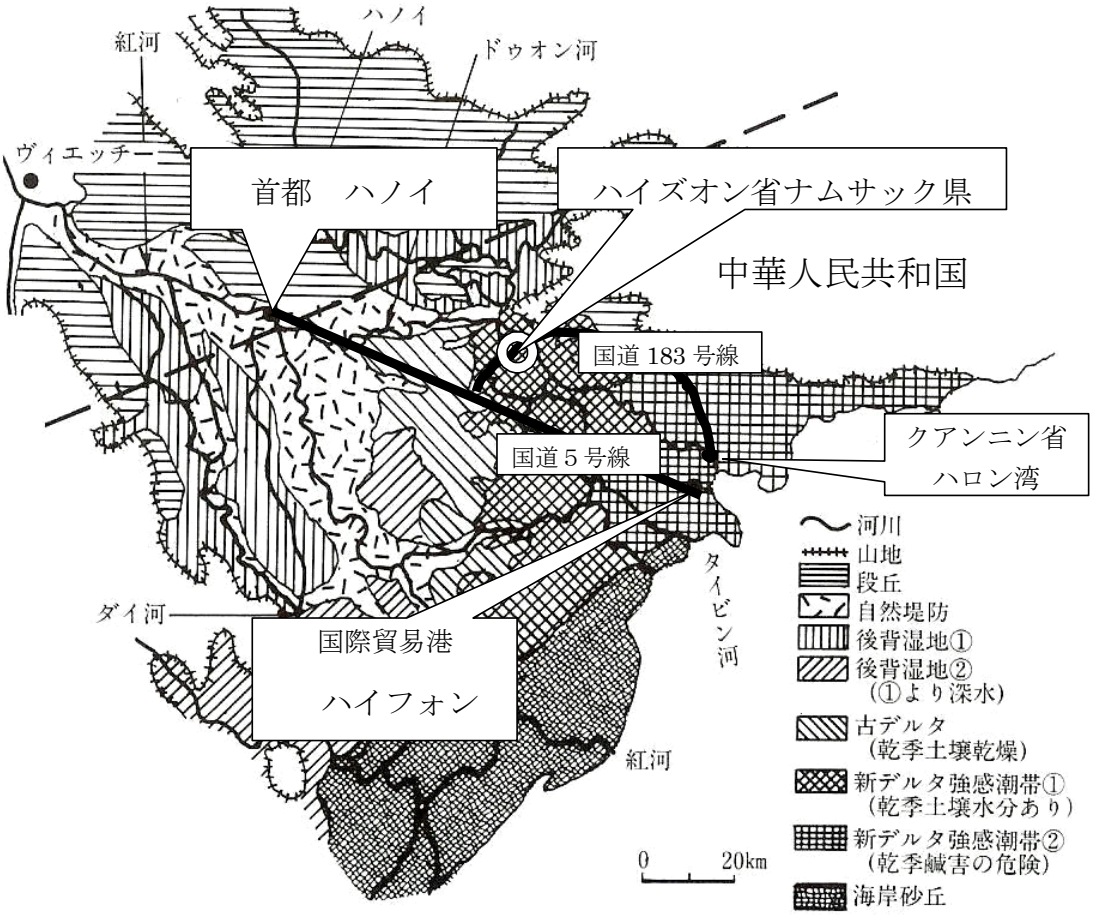

第５図　紅河デルタの中の調査地の位置

出典：桜井（1999）に筆者が加筆.

第４表　ホップティエン社各村の人口規模（2017 年）

社と人口規模	村名	人口規模（人口・世帯数）
ホップティエン社 （7,753 人・2,395 戸）	カオドイ村	（795 人・235 戸）
	ベン村	（590 人・167 戸）
	ダウ村	（1,628 人・505 戸）
	テ村	（1,850 人・608 戸）
	ラドイ村	（2,890 人・880 戸）

資料：2017 年 3 月のホップティエン社人民委員会での筆者自身の調査による.

現在村長は村民の選挙によって選ばれる。複数の候補から選ばれるが，候補は事実上村レベルの共産党支部によって立てられるので，各行政機関と同様に共産党統治を脅かす人物は排除されている。村長の任期は 2 年半であるが，ほとんど 1～2 期で村内の共産党員もしくは行政関係者（社の請負事務などをしている者）の間でポストが回される。村長は社と村民との間の連絡や税の徴収代行を行い，村人の土地台帳も管理する。また 5 年ごとの国勢調査も現場では村長が中心になって行い，村人の経済状況も把握している。村人が死亡した場合は村が主体となって葬儀委員会が結成されて葬儀が執り行われる。カオドイ村では 2012 年に落成した公民館があり，村の全世帯が年 2 回，またその他必要に応じて随時集合する。また社から各世帯への通常の連絡は村長が村内のラジオ放送で行う。

ベトナムにおいて共産党一党支配を円滑に行うために大衆工作を行うのが，祖国戦線と呼ばれる組織群である。この祖国戦線加盟組織のうち，農民会・婦人会・退役軍人会・青年団の 4 組織がカオドイ村で活動している。これらの組織は中央から社まで組織されており，その支部が村単位に存在する。これらの組織は貧困世帯等の社会政策対象者への低利融資を仲介するとともに，各種政策の周知徹底や住民参加の各種プログラム（農業技術学習会，ゴミ管理などの衛生改善，困窮会員への援助など）を行っている。また共産党支部もその支部が村単位に存在する。これらの組織も各々上記の公民館で会合を持つ。こういった活動が評価されてカオドイ村は 2012 年に文化村に認定され，カオドイ村を含むホップティエン社も 2015 年に新農村[13]に認定された。このように農業集団化によって解体された旧村が，脱集団化によって徐々に生活の中に復活してきた。

（２）土地使用権の分配と農地の交換分合

カオドイ村を含むホップティエン社では，ベトナムの他の地域と同様に土地使用権の分配は 1993 年に行われた。分配面積は一人当たり平等に 520m^2 ずつであった。「１．ベトナムの農業・農地政策の変遷」で述べたように集団農業の時代でも農家の宅地とその付属する畑は個人所有のままであったので，それ以外の合作社が管理していた耕地が分配対象となった。

このとき分配されなかった耕地は，公益地基金（Quy dat cong ich）もしくは公田地（Dat cong dien）と言われ，国家の規定では耕地の 5～10％の範囲で社が管理することになっている。この公益地基金は現在ホップティエン社の耕地の 10％ほどあり，人々に入札させた後賃貸している。この公益地基金から，1993 年土地分配で分配できなかった人々（早く退職して年金がない者，93 年以降に生まれた人間だけの世帯等）に分配された。また 2003 年及び 2013～15 年の交換分合の時もここから一部分配された。

池に関しては土地分配の対象ではない。大規模な池は公益地基金と同様に人々に賃貸し，小規模な池は前述のように村に管理を任せている。また元々水田を分配されて池に転用して水産養殖を営む農家もいる。

土地使用権の分配を受ける資格は，1993 年 1 月 1 日以前に生まれた者が有するものとさ

れている。ただし，復員兵，国営企業や警察官などの公務員，その他年金をもらっている者は分配資格がない。社の幹部はみな農業を兼営しているので分配された。規定では耕地を使用しない者は耕地を返納しなければならないが，実際には遠くに行っているが村に戸籍が残っている人は，耕地を持ち続けている。彼らは耕地を村の人や親戚に貸している。

第５表　カオドイ村の耕地面積

		2005 年	2010 年
水田面積（m²）		314,630	282,572
	うち裏作割合（%）	58.2	33.4
	世帯当たり（m²）	1,692	1,527
その他耕地面積（m²）		9,696	8,360
耕地面積合計（m²）		324,326	290,932
	世帯当たり（m²）	1,744	1,573

資料：2005 年及び 2010 年における筆者自身による家計調査.

2005 年及び 2010 年にカオドイ村で実施した筆者自身による家計調査(14)から，両年における耕地の利用状況を第 5 表に示す。当村では一経営体の耕地面積が平均 2 反未満の零細経営である。農地は二期作（6 月～9 月頃と，1 月～5 月頃）の水田がほとんどであり，その二期作の合間に裏作（10 月～翌年 1 月頃）として野菜も栽培されている。これらの点は 2005 年と 2010 年で変化がないが，最も大きな違いは裏作野菜の面積の急激な減少である。これは以前裏作に従事していた労働力が，工場労働のような非農業部門に移動したからだと思われる。なお多くの途上国農村では，農業以外の職種につかざるを得ない土地なし貧困層が存在する。しかし，ベトナム紅河デルタでは耕地が均等に分配されたため，このような現象はみられない。実際にカオドイ村でのデータでも，非農業部門の収入と耕地面積との相関は低く，耕地を有さない農家や耕地面積が小さい農家ほど非農業部門の収入が多いといった現象は観察されなかった。

農業機械については，村内に耕耘機・脱穀機を持つ農家が複数おり，彼らは機械を使った農業労働を村内で行う（労働力込みのサービスであり，機械を貸すのではない）。また 2012 年にコンバイン機（刈り取りと脱穀が可能）を購入した農家がおり，彼はカオドイ村内はもちろんナムサック県全体で機械を使った農業労働を行っている。現在，カオドイ村の農家のほぼ全戸が耕耘機を使ったサービスを購入し，約 8 割の農家が上記のコンバインサービスを購入している。ただし，このサービスは 1 月～5 月頃の水稲の作期にしか使えない。裏作の野菜のネギ・カボチャを栽培するには藁で被覆して温める（畑の敷き藁）必要があるが，コンバインは，藁と籾を分離した後，残った藁を裁断するため敷き藁を利用することができなくなるためである。上述のように裏作野菜面積は減少したが，裏作をしない農家も水田が分散して他の農家と入り組んでいるので，自分だけコンバインを入れる訳にはいかない。これも交換分合が必要とされた理由である。

他の地域と同様にホップティエン社でも 2003 年及び 2013 年に農地の交換分合が実施さ

れた。2013 年の交換分合は 2015 年 10 月に完了した。交換の対象はいずれも 1993 年に分配された耕地である。社人民委員会幹部によると，実施に際して最も困難だったのは，計画案作成のために計測し直して耕地を確定することと人々を説得することであった。前述のように交換分合の計画案作成と実施は社が行う。実際には農民にとって身近な共同体である村が測量・説得・計画案作成に果たした役目が大きい。実行に際して社レベルで実行委員会が，さらに村レベルでそれを補佐する小委員会が結成された。2013 年の交換分合の場合，カオドイ村の小委員会は 13 人であり，共産党支部書記が委員長，村長が副委員長となっている。その他の委員も，党幹部（副書記），村の監査役，村の警察官，祖国戦線加盟組織幹部，元村長など，これまで村人の管理監督を任されてきて村の事情に通じている者が選ばれた。交換分合は農民間で同面積の耕地を交換するので，原則として交換前に比べて各農家の耕地面積は増えたり減ったりはしないはずである。しかし 2013～15 年の交換後は一人当たり耕地面積が 480m^2 と，1993 年分配時の 520 m^2 よりも減っている。これは交換分合を機に村内道路・畦道・水路などを拡張したためであり，減少の割合は全員が同様に負担した。

2013 年の交換分合に際して，誰にどの土地を分配するかの決定の手続きは以下のようであった。まず分配すべき土地を良い土地（40%）と悪い土地（60%）の 2 グループに分ける。まず優待者（烈士・傷病兵といった政策対象者・80 歳以上の老人）が良い土地から 1 筆でまとまった土地を取り，また悪い土地でもいいのでまとまった土地が欲しい世帯が自主的に手を上げ 1 筆の土地を手に入れる。残りの土地がくじの対象となる。各世帯が 2 票のくじを引き，両グループからそれぞれ一ずつ取り，すべての世帯が 2 筆に収まった。なお 2003 年の交換時にも同様にくじ引きをした。この時は，土地は地味（収量）ごとに 4 等級に分類され，くじも 4 票引いた。2013 年の時点では各農家の土地改良によって収量はどこも違いがなくなったので，良い・悪いは村の居住地や道に近いかという地理的条件だけで決まった。こういった手続きを経て耕地は集約されていった。カオドイ村の場合，1993 年土地分配時の世帯ごとの平均筆数は 5.6 筆だったのが，2003 年の交換分合の結果 4.6 筆に，さらに 2013～15 年の交換分合の結果 1.83 筆にまで減少した。

このようにカオドイ村では 2 回の交換分合の結果，各農家の農地分散は解消されたが，一部の農家に農地が集積された訳ではない。つまり政府が望むような大規模経営体は生まれていない。村の近くに近年工業団地が建設され，そこへの通勤が急速な所得向上をもたらしているが，これらの就業機会を得た世帯の多くも稲作を兼業している。そして農地の使用権売却はほとんど行われていない。農地の使用権の賃貸は，老人世帯や非農業世帯が耕作できない農地を隣人や親戚にほぼ無償で貸借しており，農地の使用権の賃貸市場は成立していない。農民にとって稲作は，生存維持のためのものであり，例え他の就業機会に恵まれ機会費用が大きくなっても，家族が食べるコメは原則として自ら栽培している。

おわりに

本稿では，ベトナム農業の社会主義化（農業集団化）と市場経済化（脱集団化）の経緯と現代の農業・農地問題について解説した。ベトナム農業の市場経済化においては，農家個人世帯に農業経営のみならず農地の使用権（交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利も含む事実上の所有権）もゆだねられたことが特徴であった。ベトナムでは，ソ連は言うまでもなく，中国ほどにも農業集団化が徹底していなかったため，より集団化以前に近い形での原点回帰が可能だったと考えられる。

1993 年の農地分配時には，農業人口一人当たりの面積が等しくなるように均等に分けられた。特に紅河デルタでは，面積のみならず土地等級（地味）ごとの平等性も追求されたため，ただでさえ小さい農地が更に細分化された。この分散錯圃状態状態を解消するために，2003 年と 13 年からの 2 回にわたって農地の交換分合が行われた。これは分散した農地の地片（筆）を農家同士で交換させて集約させる政策である。

本稿では筆者自身のハイズオン省の調査村における農業・農地問題についても紹介した。農地の交換分合の結果，各農家の農地分散は解消されたが，一部の農家に農地が集積された訳ではない。この背景には，過去にハイパーインフレーションを経験し現在も市場経済化における変動リスクに直面している農民にとって，分配された農地で家族が食べるコメを自ら栽培することが最低限の生活保障となっている事実がある。現在のベトナム政府が望むような大規模経営体の育成には克服すべき課題が多い。

注（1）　ベトナムではキン（Kinh，京）族と呼ばれるが，本稿ではわかりやすくベト族と記載する。

（2）　本稿において「各地方省」という場合には，この中央直轄市も含める。なお地域区分では 2008 年度の統計年鑑からクアンニン省（第 1 図の 17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において 2007 年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

（3）　当時の中国は第 1 次国共合作時代であり，孫文はソ連の支援で中国革命運動の建て直しを図っていた。

（4）　20 世紀初頭ベトナム独立運動家の間でおきた日本への留学運動のこと。1909 年にはフランス政府の要請を受けた日本政府が留学生全員を国外に追放し，運動は終焉を迎えた。指導者ファン・ボイ・チャウ（Phan Boi Chau）はその後中国に渡り，1912 年に広州でベトナム光復会を結成した。

（5）　その後 1927 年の蒋介石の反共クーデタによって国共合作は崩壊し，青年革命会の広州での活動も困難に陥り，同会も分裂した。ホー・チ・ミンは 1930 年 2 月に，青年革命会系及びその他の共産主義者団体を香港に糾合して，ベトナム共産党を組織した。同党は同年 10 月にインドシナ共産党と改称し，仏領インドシナ全域の革命を目指すコミンテルンの正式な支部となった。

（6）　設立当初のベトナム民主共和国は，共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも閣僚に取り込んだ。さらに 1945 年 11 月にはインドシナ共産党も偽装解散した。その後冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり，同党は「ベトナム労働党」と改称した（白石 1993）。

（7）　この項における市場移行の記述は特に本文中に断りがない限り，（古田 2009）による。

(8)　ホーチミン市における改革を主導したヴォー・ヴァン・キエットは，1991～97 年の間首相を務め 1986 年から本格化したドイモイ政策（市場経済化政策）を一層推進した。

(9)　ネップ（New Economic Policy）とは，ソ連で内戦による疲弊を回復させるための一時的な政策として 1921 年に施行された市場原理の部分的導入である。

(10)　1981 年 100 号指示で生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか 20%であったが，88 年 10 号決議によって 40%と倍増した（Nguyen Sinh Cuc 1995）。

(11)　ショック療法とは新古典派経済学に則った市場原理主義的な急激な体制移行戦略であり，一般には東独，ポーランド，ブルガリア，ルーマニア，チェコスロバキア，ロシア，モンゴルが導入を行った代表的な国であるとされる（中兼 2010）。

(12)　ベトナムの行政組織で土地管理を行うのは天然資源環境省であり，その指導の下に活動するのが各地方省の天然資源環境局と土地使用権登記所である。省より下の県にも同様に天然資源環境局と土地使用権登記支所がある。また県より下の最末端の行政組織（農村では社）には土地管理の担当官がおり，住民の土地管理を行っている（2013 年土地法第 23～24 条）。農民に交付される農地の使用権は登記されており，各人に証明書が交付されている。居住する社にも，社の地図とともにすべての筆ごとの登記内容の写しが存在する（2013 年土地法第 31 条）。農民が農地の登記内容の変更（譲渡や賃貸など）をする場合は，県レベルの土地使用権登記支所へ申請書類を提出する（富士通株式会社　2014）。農村では社が事務を代行するが，実際には近隣村や親戚への農地の貸し借りは登記を行っていないことが多い。

(13)　新農村建設事業とは，インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社を「新農村」と認定・顕彰し，その普及をはかる最近の政策である。管内の旧村の 70%以上が「文化村」であることもその基準の一つである。文化村の基準には，コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在する。「規約」作成もこの文化村運動の中で全国的に展開された。これらの政策は，伝統的なムラ社会を農業農村開発に活用しようとしていることの表れだと思われる。「新農村」「文化村」については，一昨年度のカントリーレポート（岡江 2017）参照。

(14)　この家計調査については，一昨年度のカントリーレポート（岡江 2017）参照。

［引用・参考文献］

〔日本語文献〕

岡江恭史(2017)「ベトナムーコメ輸出大国の動向とその背景としての農村社会ー」『平成 28 年度 カントリーレポート：タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル』農林水産政策研究所

桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』，創文社

桜井由躬雄(1999) 「紅河デルタ」『ベトナムの事典』，同朋舎白石昌也(1993)『ベトナム―革命と建設のはざま―』東京大学出版会

白石昌也(1993)『ベトナム―革命と建設のはざま―』東京大学出版会

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」，東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム（講座・東アジア近現代史 5）』青木書店

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号 ，アジア経済研究所

寺本実・坂田正三(2009)「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』，アジア経済研究所

トラン・ヴァン・トゥ(2003)「ベトナムードイモイの成果と課題ー」，渡辺利夫（編）『アジア経済読本（第 3 版）』，東洋経済新報社

トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』勁草書房

中兼和津次(2010)『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会

中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社

野本啓介(2000)「地方行政組織」白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店

富士通株式会社（2014）『平成 25 年度インフラ・システム輸出促進調査等委託事業ーベトナムの土地管理システム導入に向けた事業実施可能性調査ー調査報告書』（経済産業省委託調査）

古田元夫（1996）『ホー・チ・ミン―民族解放とドイモイ (現代アジアの肖像 10)』岩波書店

古田元夫(2009)『ドイモイの誕生ーベトナムにおける改革路線の形成過程ー』青木書店

三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所

ラヴィーニュ，マリー（栖原学訳）(2001)『移行の経済学』日本評論社

〔英語文献・ベトナム語文献〕（書籍，講演及びウェブサイト）

Dang Thi Phuong (2014) “Che do so huu dat dai o Viet Nam trong lich su va hien nay（歴史と現代におけるベトナムの土地所有制度）” *Tap chi Khoa hoc xa hoi Viet Nam（ベトナム社会科学雑誌）85 号*

Kerkvliet, Ben and Mark Selden (1999) "Agrarian Transformations in China and Vietnam," Anita Chan, Benedict J. Tria Kerkvliet, and Jonathan Unger (eds.), *Transforming Asian Socialism: China and Vietnam Compared,* Rowman & Littlefield

Naughton, Barry (1996) “Dinsinctive Features of Economic Reform in China and Vietnam” John McMillan and Barry Naughton (eds.), *Reforming Asian socialism: the growth of market institutions*, University of Michigan Press

Nguyen Ngoc Que (2009) ‘Rice production and food policies in Vietnam’, Agricultural Policy Seminar on “Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States”, 5 March 2009, Tokyo

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995（1945～1995 年のベトナム農業）*. Nha Xuat Ban Thong Ke（統計出版社）

TCTK（Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局）(online) *http://www.gso.gov.vn*，2019 年 3 月 28 日アクセス

TCTK(2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000（1975～2000 年農林水産業統計）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001（2001 年農村・農業・水産業センサス）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004（2004 年度統計年鑑）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006（2006 年度農村・農業・水産業センサス）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007（2007 年度統計年鑑）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2012) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2011（2011 年度農村・農業・水産業センサス）*. Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN（Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon，農業農村開発情報センター）(2008)*Bao Cao thuong nien*

Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008（2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告）

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

ベトナム語文献（共産党・国家機関文書）

BNNPTNT(Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon, ベトナム農業農村開発省) (2014) *So: 3367/QD-BNN-TT, Quyet Dinh cua Bo Truong Bo nong nghiep va phat trien nong thon ve Phe Duyet Quy Hoach Chuyen Doi Co Cau Cay Trong Tren Dat Trong Lua Giai Doan 2014 - 2020（2014～20 年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農業農村開発相決定第 3367 号）*. 2014 年 7 月 31 日公布

CPVN（Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府）(2000). *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve mot so chu truong va chinh sach ve chuyen dich co cau kinh te va tieu thu san pham nong nghiep（農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議 9 号）*. 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2002) *So:68/2002/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Chuong trinh hanh dong cua Chinh phu thuc hien Nghi quyet Hoi nghi lan thu 5 Ban chap hanh Trung uong Dang khoa IX（第 9 期党中央執行委員会第 5 期会決議議実現のための政府行動計画に関する 2002 年政府首相決定 68 号）*. 2002 年 6 月 4 日公布

CPVN(2003) *So:22/2003/CT-TTg, Chi thi cua Thu tuong Chinh phu ve tiep tuc thuc day viec thuc hien Nghi quyet Hoi nghi lan thu 5 Ban chap hanh Trung uong Dang khoa IX（第 9 期党中央執行委員会第 5 期会決議議実現の継続的な推進に関する 2003 年首相指示 22 号）*.2003 年 10 月 3 日公布

CPVN(2008) *So:391/2008/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve ra soat, kiem tra thuc trang viec quan ly quy hoach, ke hoach va su dung dat 5 nam 2006 - 2010 tren dia ban ca nuoc, trong do ra soat, kiem tra thuc trang cong tac quan ly quy hoach, ke hoach, su dung dat nong nghiep 5 nam 2006 - 2010 noi chung va dat trong lua nuoc noi rieng（2006～2010 年 5 ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地，特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定）*. 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2009) *So:63/2009/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve dam bao an ninh luong thuc quoc gia（国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号）*. 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN(2013a). *So: 899/QĐ-TTg, Quyet dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyet De an Tai co cau nganh nong nghiep theo huong nang cao gia tri gia tang va phat trien ben vung"（高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第 899 号）*. 2013 年 6 月 10 日交付

CPVN(2013b) *So: 62/2013/QD-TTg, Quyet dinh cua Thu tuong Chinh phu ve chinh sach khuyen khich phat trien hop tac,lien ket san xuat gan voi tieu thu nong san, xay dung canh dong lon（大規模農業経営と農産物販売との連携の奨励に関する首相決定第 62 号）*, 2013 年 10 月 25 日公布

CPVN(2014) *So:43/2014/ND-CP, Nghi Dinh cua Chinh Phu ve Quy dinh chi tiet thi hanh mot so dieu cua Luat Dat dai（土地法のいくつかの条文についての施行細則に関する政府議定 43 号）*.2014 年 5 月 15 日公布

DCSVN（Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党）(1981) *So: 100/ CT/TW, Chi thi cua Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong "khoan san pham den nhom va nguoi lao dong" trong Hop tac xa nong nghiep（農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示）*. 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN(1988) *So:10/ NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep（農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議）*. 1988 年 4 月 5 日公布

QHVN（Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会）(1993) *.Luat Dat Dai nam 1993（1993 年土地法）*. 1993 年 7 月 14 日可決

QHVN(1996). *Luat Hop Tac Xa（合作社法）*.1996 年 3 月 20 日可決

QHVN(2003) *.Luat Dat Dai nam 2003（2003 年土地法）*. 2003 年 11 月 26 日可決

QHVN(2013) *.Luat Dat Dai nam 2013（2013 年土地法）*. 2013 年 11 月 29 日可決